

令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務
プロポーザル実施要領

1 実施趣旨

「あわら温泉街再整備基本計画」の具体化と実現を図るため、令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業を実施する。

なお、この要領は、「令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務（以下「本業務」という。）」に最も適切と判断される業務内容及び受注者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務名称

令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務

3 業務内容

別紙公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受注を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

6 実施者及び担当課

実施者：あわら市

担当課：あわら市経済産業部観光振興課 観光戦略グループ 担当：久保

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8006（直通）

FAX 0776-73-1350

E-mail kanko@city.awara.lg.jp

7 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしているものとする。

- ・単体企業

- (1) 法人格を有している者であること。
 - (2) 令和 7・8 年度あわら市入札参加資格者名簿（物品購入等又は測量業務等）に申請済みであること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
 - (6) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
 - (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。
- ・共同企業体（JV）
- (1) 代表事業者及び構成する事業者の全てが、単体企業の参加資格に全て該当するものであること。

8 プロポーザルの日程

事務内容 期間・期日

- ① 手続き開始の公告 令和 8 年 4 月 24 日
- ② 実施要領等の配布 令和 8 年 4 月 24 日～
- ③ 質問受付 令和 8 年 4 月 24 日～令和 8 年 4 月 29 日
- ④ 参加表明書類等受付 令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月 8 日
- ⑤ 企画提案書等受付 令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月 13 日
- ⑥ 提案内容審査（プレゼンテーション等） 令和 8 年 5 月 18 日
- ⑦ 審査結果通知書交付 令和 8 年 5 月 19 日

9 質問書の提出

- (1) 要領等の内容について疑義のある場合は、令和8年4月29日（水）までに質問書（様式第4号）を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 質問書以外での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、あわら市ホームページにて、令和8年5月1日（金）までに随時公表するものとし、個別回答はしない。

10 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は以下の通りとすること。

様式第1号から第3号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1綴り作成すること。

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 会社概要説明書（様式第2号）

ウ 履行実績確認書（様式第3号）

記載した業務のうち、いずれか1件分の契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること。

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と朱書し、令和8年5月8日（金）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないこととする。

(3) その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。

イ 提出された参加表明書類等は返却しないこととする。

ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和8年5月13日（水）午後3時までに、書面による辞退届（任意様式／捺印有り）を担当課まで提出すること。

11 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

- (1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受ける等、参加者及び協力会社が社会的不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合
- (3) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められる場合

12 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

「仕様書」に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

提案内容は、本プロポーザルの実施趣旨や仕様書に沿うものであること。

- ア 企画提案書提出届（様式第5号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- エ 暴力団又は暴力団員等でないことなどに関する表明・確約書（様式第6号）
- オ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(2) 提出方法

- ア 担当課への持参を原則とする。
- イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、令和8年5月13日（水）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない。

(3) 提案書等作成上の留意点

ア 企画提案書

- ① A4版 横書 左綴じ（様式自由） ただし、会場レイアウトを確認できる平面図等については、aiファイル等での提供も可とする。
- ② 提出部数は6部とする。
- ③ 表紙を付け「令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務」と記載すること。
- ④ 企画提案書内に提案事業者名を明記しないこと。
- ⑤ 仕様書の「4 業務内容」について、企画提案を行うこと。
- ⑥ 提出期限後の企画提案書等の差替は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦ 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

イ 見積書

- ① 見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

- ②見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ③見積書の提案上限金額は、20,000,000 円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ④提出部数は1部とする。
- ⑤宛先を「あわら市長」、業務名を「令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

13 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出したものは、プレゼンテーションを行わなければならない。ただし、参加者が6社以上となった場合は、選定委員会において書類審査を行い、上位5社のプレゼンテーションを行う。
- (2) 令和8年5月18日（月）に実施し、詳細は企画提案書等を提出したものに対して連絡する。
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明を20分程度、その後の10分程度を質疑応答とするが、開始時刻については追って通知する。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、特段の理由なく追加の資料の配布は認めない。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) プレゼンテーションで使用する電子黒板は主催者で用意するが、パソコンその他の機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、以下のとおり定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 企画提案内容	①本市の現状や課題、目指すべき将来像を的確に把握し、「あわら温泉街再整備基本計画」の実現に向けて、具体的なゴールや推進方法、スケジュール案や進捗管理体制が提案されているか。（ロードマップや専門性人材の配置が具体的かつ現実的か。）	20
	②官民連携での観光まちづくりを推進していく上で、行	10

(1) 企画提案内容	政や民間事業者、地域住民との合意形成の機会を十分に設定しているか。	
	③地域の価値を高めていくため、また、持続可能な観光地域づくりのための地域人材の育成方針や運営スキームづくり、財源検討などの手法について具体的な提案がされているか。	20
	④プロジェクトの情報発信について、将来を見据えた具体的かつ効果的な手法が提案されているか。	10
	⑤地域ブランディングについて、あわら温泉の文化の掘り下げ手法や発信手法について具体的な提案がされているか。	10
(2) 業務遂行能力等	⑥業務を適切に実施できる十分な体制が確保されているか。役割分担が明確か。	10
	関係者との調整や巻き込みにコミットしたり、地域（民間事業者や住民なども含む）との関係構築をしたりする意思が十分あるか。	15
(3) 業務費用	⑦全体的にコストパフォーマンスは優れているか。	5

(3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。

また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。

(4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

(5) 選考結果は、令和8年5月19日（木）までにすべての企画提案者に発送する。

(6) 選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「当該提出者の得点」及び「順位」のみ応じる。

(7) 審査内容、結果についての異議は認められない。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

16 契約の締結

- (1) 提案された業務内容は、契約前の段階において市と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、契約を締結するものとする。
- (4) その他、「あわら市契約事務規則」を遵守すること。

17 その他

- (1) 本業務は、令和8年度予算の成立を前提に、事前に事業公募を開始するが、本業務における予算が成立しなかった場合には、審査会及び契約は行わない。なお、その場合も、企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、あわら市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については発注者が定める。